

日本の海洋政策推進体制における 「参与会議」の展開と課題

楊 名 豪

(国立台湾海洋大学海洋法政学士學位学程助理教授)

【要約】

従来、日本の海洋行政の権限は広範囲に分散しており、国連海洋法条約（UNCLOS）の発効以降、日本政府は海洋政策の推進体制の一元化を図り「海洋基本法」を制定するとともに、同法に基づき各行政機関の海洋関連事務を調整する「総合海洋政策本部」が設置された。近年では、総合海洋政策本部の下に設置された「参与会議」が諮問に応じて意見提供を行うのみならず、政策評価にも益々重要な役割を果たすようになってきている。民間の有識者で構成される「参与会議」は、総合海洋政策本部の政策立案・進捗監視の補佐、目下の海洋政策課題に関する意見提供、政策に関する横のつながりの場の提供を行う機能を有しており、従来の縦割り行政からの脱却、首相官邸の意思決定能力の向上にも役立っている。本稿では、「参与会議」の役割と変遷を観察することで、外部の有識者や学者が安定的かつ長期的に海洋政策の推進に参画する仕組みに加え、日本の海洋政策の形成に如何なる影響を与え、如何なる課題に直面してきたのかを分析する。

キーワード：海洋基本法、海洋基本計画、総合海洋政策、総合海洋政策本部参与会議

一 はじめに

1982年の「国連海洋法条約」発効以来、日本は海洋政策体制の統合を目指し、与野党の努力のもと「海洋基本法」を成立させるとともに、同法により各行政機関の海洋関連事務を統括する「総合海洋政策本部」を設立した。日本は長きにわたり海洋関連事務の管轄が分散していたため、政策統括に向けてどれほど効果をあげられるか注目に値する。「総合海洋政策本部」には産学の専門家からなる「参与会議」が置かれている。諮問に応じて意見を提供し、5年ごとの「海洋基本計画」を審議するほか、近年は政策評価における役割が日増しに重くなっており、特に特定分野に関する研究委員会では政策課題に焦点を当て、フィードバックとして新しい政策の形成にも影響を与えている。本稿では「参与会議」による歴代の会議概要の記録や会議文書などの公式資料の分析から始め、歴代参与の評価・分析と外部からの観察といった二次資料を補助的に用い、「参与会議」の役割の変遷と政策修正、各省庁による海洋関連政策の統括に対する機能を考察する。また、日本の海洋政策形成・評価の過程に関する振り返りと、そこから得られる教訓を各界に提供する。

二 日本の海洋政策体制変革の背景

1982年に締結された「国連海洋法条約」が1994年11月に発効してから、世界各国はこの秩序の枠組みを前提に、立法の際に改めて自国の法制度を見直すほか、積極的に従来の海洋政策を組み合わせ、体制を推進してきた。例えば韓国では、1996年に海洋水産部が設立され、組織再編に伴い2008年に廃止されたものの、2013年に海洋分野の職掌が再度統合され、海洋水産部が復活した。ま

たカナダ¹やインドネシア²では海洋・漁業関連事務組み替えの実例として、海洋を専門的に所管する行政機関が設置されている。アメリカ「国家海洋大気庁（National Oceanic and Atmospheric Administration, NOAA）」と中国「国家海洋局」も、名称こそ「省」ではないものの、実質的には海洋に関して国家レベルの主務官庁としての権力と責任を賦与されている（邱文彦 2016, 6）。

日本では 1996 年 7 月に「国連海洋法条約」が発効したことを背景に、海洋事務関連の伝統的な省庁間の縦割り構造を見直し始めた。海洋政策の総合的な調整に不利だけでなく、責任の所在も不明確であり、統括的な関連政策の策定とそれを執行する体制が必要とされたのである。また東シナ海の尖閣諸島（台湾での呼称は釣魚台列島）と日本海の竹島（韓国での呼称は独島）、また太平洋上の沖ノ鳥島³についての紛争がしばしば国際的に注目を集めたこ

¹ カナダの海洋事務主務官庁が初めて設立されたのは 1867 年で、数回にわたる合併と名称変更を経た後、現在は「水産海洋省（Department of Fisheries and Oceans）」。またカナダの連邦アイデンティティー・プログラム（Federal Identity Program, FIP）によれば「漁業海洋省（Fisheries and Oceans Canada）」となっている。同省はカナダにおける海洋政策・プロジェクトの制定・実施を担当する政府単位であり、同国の海洋及び内陸水域の経済・生態・科学的利益を推進している。同国の漁業資源の保護と永続的利用などの任務を負っている。Fisheries and Oceans Canada, <https://www.dfo-mpo.gc.ca/index-eng.html>。

² インドネシア「海洋水産省（Kementerian Kelautan dan Perikanan ; Ministry of Marine Affairs and Fisheries）」は 1999 年に「海洋調査庁（Ocean Exploration Department）」として創設された後、同年「海洋・漁業調査庁（Department Sea and Fisheries Exploration）」、さらに 2000 年には「海洋漁業庁（Department of Maritime Affairs and Fisheries）」と改称され、2009 年に現行の名称となった。同国政府で海洋関連事務と漁業の統括を担当する部署である。Ministry of Marine Affairs and Fisheries, <https://kkp.go.id/>。

³ 中華民国（台湾）外交部（2020）は、沖ノ鳥島の法的地位については国際間で争いが存在するので、国際間でコンセンサスが得られるまでは沖ノ鳥島の法的地位について特定の立場をとらないと表明している。

とも、海洋政策を統括する体制への動きを速め、海洋関連行政メカニズムを一元化する努力となつて現れてきた（櫻川 2019, 231-232）。

2001 年の省庁再編以前は、運輸省が海運・港湾を、農林水産省が漁業を主管していたのをはじめ、通商産業省・建設省・科学技術庁・環境庁といった数多くの部署が海洋関連事務・管理に関係しており、管轄の分散が深刻であった。2001 年の省庁再編により海洋関連事務の大部分は新設された国土交通省に集められたが、その下部組織には縦割り構造が存在していた。例えば海上保安庁は海洋權益の保護を、海事局は海運を、港湾局は港湾建設を主管するほか、農林水産省の水産庁、経済産業省の資源エネルギー庁、環境省といった部署の海洋関連業務は依然としてまとめられていなかった。

「海洋開発関係省庁連絡会議」「沖ノ島島活用作業部会」「油汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議」「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」など、過去に省庁間の連絡会議という方式での海洋政策統合への試みがなかったわけではないのだが、いずれもはかばかしい成果があげられず、広く各界からの批判を受けた（宋燕輝、蔡錦玲 2007, 3-11）。

したがって、「総合性」を発展させた海洋政策こそが日本各界の期待することとなった。例えば日本経済団体連合会（経団連）により提出された「21 世紀の海洋のグランドデザイン」という意見書は、2 年後に文部科学省科学技術審議会の提出した報告書「21 世紀初頭におけるわが国の海洋政策」を初めとする海洋政策文書に大きな影響を与えた（日本経済団体連合会 2000；海洋政策研究財団 2007）。日本沿岸域学会、海洋産業研究会、日本学術会議・海洋科学研究連絡委員会、また「海洋政策研究財団（現「笹川平和財団・海洋政策研究所」）」も、総合的な海洋政策を打ち出すためさ

らに統合を進めるべきであるという提言を行った（日本沿岸域学会 2000；日本学術会議海洋科学研究連絡委員会 2005；海洋政策研究財団 2002）。

このほか、日中両国では 2002 年以後、海洋関連の議題でしばしば衝突が起こるようになった。例えば 2004 年には中国の民間人が尖閣諸島に上陸する事件が発生、また同国の海洋調査船が通告なしで活動を行い、沖ノ鳥島を基準とする排他的経済水域（EEZ）の設置に異議を唱え、さらに海賊による商船襲撃と一連の海難事故が発生し、海洋関連部署の統合へのニーズが政治の議題に上ることとなった（秋山 2007, 95-102）。2002 年 8 月、文部科学大臣の要求を受け、科学技術審議会が提出した報告書「21 世紀初頭におけるわが国の海洋政策」には日本海洋開発の長期的展望と基本的構想、また推進案が盛り込まれ、総合的な方式のもとでの海洋政策の策定・実施が必要であると指摘し、政府内の関係省庁間の協力を重視した（シップ・アンド・オーシャン財団 2002）。与党自民党の政務調査会が推進し、同党は海洋政策の全面的な発展に向けた「海洋基本法」制定の検討を開始した。

2006 年 4 月、超党派（自民・公明・民主）の議員と専門家・学者からなる「海洋基本法研究会」が成立し、同年 12 月に「海洋政策大綱」と「海洋基本法案」が出された。これらを基礎とした「海洋基本法案」は他の法案と共に第 166 回国会を通過した。2007 年「海洋基本法」が成立、同法に基づき「総合海洋政策本部」が設置され、新たな政策推進体制が構築された（寺島 2020, 79-104）。この体制には、かつて日本の海洋政策を主管する省庁の職掌が分散していたという欠陥を正し、海洋政策を統括する機構の設立により、海洋事務の関係省庁間における協調・統合・運営機能の強化が期待された。

三 総合海洋政策本部参与会議の設立とその後の展開

日本における海洋政策統括機構である「総合海洋政策本部」は、総理大臣を本部長、内閣官房長官と国土交通大臣を副本部長とするもので、さらに国交相は「海洋政策担当大臣」を兼任して海洋政策の基本計画制定に関する事項を担当し、その他の国務大臣も全員本部のメンバーとなっている。普段の運営は「内閣府総合海洋政策推進事務局」が受け持つ。同本部設置後、ほどなくして「参与会議（正式名称「総合海洋政策本部参与会議」）」が設立された。「海洋基本法」第 38 条⁴と「総合海洋政策本部令（以下「本部令」）」⁵に基づいて設置された「参与会議」は、本部長の任命による総員 12 名を超えない専門家・学者が担当し⁶、海洋行政に関する重要事項を審議の上、本部長に意見を提出する⁷。「参与会議」は重要なように見えるが、「本部令」では具体的な機能と役割を定めていない。

⁴ 「海洋基本法」第 38 条「この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める」。

⁵ 「総合海洋政策本部令」は、平成 19 年政令第 202 号、2007 年 7 月 20 日施行。

⁶ 参与は非常勤で、任期は 2 年、再任されることができる（「総合海洋政策本部令」平成 19 年政令第 202 号、第 2 条）。2023 年 7 月 1 日に新たに任命された 12 名の参与は次の通り；田中明彦（座長、独立行政法人国際協力機構理事長）、内藤忠顕（座長代理、日本郵船株式会社特別顧問）、井上登紀子（東京海上日動火災保険株式会社常務取締役）、岩並秀一（三菱重工業株式会社プラント・インフラドメイン企画管理部顧問）、尾形武寿（公益財団法人日本財団理事長）、坂本隆（深田サルベージ建設株式会社専務取締役）、佐藤徹（東京大学大学院教授）、田島芳満（東京大学大学院教授）、中田薫（国立研究開発法人水産研究・教育機構理事）、西村弓（東京大学大学院教授）、原田尚美（東京大学大気海洋研究所国際・地域連携研究センター教授）、村上豊（株式会社 NTT データ特別参与）（総合海洋政策推進事務局 2023b）。

⁷ 注 5 に同じ、第 1 条第 2 項。

「参与会議」は現在（2023 年 10 月）までのところ 70 回開かれている。その内容からすると会議の活動は次のようなものである。事務局あるいは関係省庁からの政策推進の状況と予算の報告の聞き取り、各省庁との意見交換、政策推進の現況への提言、基本計画制定の方向の審議、年度報告制定の方向の審議、意見書を取りまとめて首相に提出すること、各「プロジェクトチーム（Project Team : PT）」と「スタディーグループ（Study Group : SG）」⁸の中間・期末報告の聞き取りと内容精査、基本計画の実施に関する工程表の見直しについて提言を行うこと、などである⁹。「参与会議」は、総合海洋政策本部の「シンクタンク」的なものとして首相に提言を行う機関であると言える。同時に首相は「参与会議」の情報によって自身の海洋分野での知識不足を補っている（王競超 2018, 62-63 ; 武見 2017）。ただ前にも述べた通り、以上の役割や機能は最初から存在していたわけではない。

「海洋基本法」は、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、海洋基本計画（以下「基本計画」）を制定するよう政府に要求している。基本計画は 5 年ごとに討議され、これまでに 4 期分が制定された¹⁰。「参与会議」は初期の基本計画の制定過程におい

⁸ PT と SG との違いについて、第 42 回参与会議において事務局が「スタディーグループは、日本語では研究会とか勉強会と言ったほうがわかりやすいと思う。プロジェクトチームは特定のプロジェクトを議論し、深めて、そして、参与会議から意見書につなげていくというイメージ」と説明した（総合海洋政策推進事務局 2020b）。

⁹ これまでの「参与会議」開催の概要と会議資料については次を参照。総合海洋政策推進事務局「総合海洋政策本部開催状況」、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai.html#sanyo>。

¹⁰ 第一期から第四期までの基本計画は、それぞれ 2008 年 3 月、2013 年 4 月、2018 年 5 月、2023 年 4 月に制定された。

て一定程度の力を発揮していた。2007 年に開かれた第一回「参与会議」（11 月 18 日）では、将来の基本計画の制定の方向とおおよその枠組みを話し合い、事務局に提案している（総合海洋政策本部 2007）。第 2 回・第 3 回「参与会議」では、基本計画原案に対する返答を討議し¹¹、その意見は全てその後の基本計画の基礎となった。

第一期基本計画制定の前後の 5 回を最後に、「参与会議」は 3 年間開かれていない。当時の「参与会議」は、第一期基本計画の制定だけのために運営される、特定任務のための臨時的なチームの性質を持っていたように見える。第一期基本計画実施から 4 年後の 2012 年、次期基本計画の制定に向けて第 6 回「参与会議」が開かれ、席上、海洋基本法の理念と政策目標の達成度をいかに評価するかという問題が話し合われた。あるメンバーからは具体的な政策目標を立ててこそ、それが可能であるという意見が出た（総合海洋政策推進事務局 2012a, 2）。基本計画制定が終わった後も「参与会議」の任務は終わらず、あるメンバーは「参与会議」の役割が変わったことと、政策評価システムの構築が必要であることに思い至った。

「…省庁の枠を超えた政策を実施するのが総合海洋政策本部の役割。さらに民間も含めた海洋産業を新たに作っていくというプロセスが必要。オールジャパンとしての総合的な政策を提言していく機関が必要なのではないか」「参与会議は、総合的な政策を提言し、きちんと評価するシステムを作る必要がある。…」（総合海洋政策推進事務局 2012a, 3）

¹¹ 第二回・第三回「参与会議」で討論された第一期基本計画の草案と参与たちの意見については、総合海洋政策推進事務局（2007；2008a；2008b）を参照。

またメンバーは、次期計画の議論の方向性について、「参与会議」が政策課題のふり分けと、深化・発展において中心的な役割を持っていると認識していたようだ。

「そのためには省庁横断的に総合的に道筋を示し、次期計画の目玉として打ち出す必要がある。そのためには、ある意味選択と集中が必要。厳しい議論が予想されるが、参与会議が強い方向性を示すべき」（総合海洋政策推進事務局 2012a, 4）

このことから当時は手探りの段階にあったといえ、「参与会議」のメンバーは、海洋政策推進体制における自らの立ち位置を模索していた。

「海洋基本法」第 16 条第 5 項によると、日本政府は「海洋に関する情勢の変化」を勘案し、「海洋に関する施策の効果に関する評価」を踏まえ、おおむね 5 年ごとに海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えなければならないと定められている。そのうち「海洋に関する施策の効果に関する評価」については、「参与会議」メンバーも第二期基本計画の期間に、政策評価の重要性を認識している。例えば 2012 年 11 月 27 日の意見書の「2. 今後の計画策定について」の中に、以下のような論述がある。

「計画策定に当たっては、これまでの計画に基づき行われた施策の厳正な評価と、施策実施に当たっては評価に基づき選択と集中を図ることが重要である。参与会議の提案及び評価に係る機能の強化を含めた総合海洋政策本部の機能強化に向け、その方向性や内容等についてさらに検討を進めることが必要である」（総合海洋政策本部参与会議 2012）

2017年3月30日の意見書では次のように述べている。

「参与会議では、議論の継続性を確保する観点から、前年の参与会議意見書の提言の実施状況についても検証を加えることとした」「これらを踏まえ、参与会議では、平成28年度に、海洋基本計画の諸施策に関する実施状況の評価を行う…」
(総合海洋政策本部参与会議 2017, 1)

当該意見書の「5. 次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について (1) 次期計画策定に当たって考慮すべき事項」には次のような指摘がみられる。

「まず現行計画の実施状況とその評価を盛り込んだ上で、次に最近の海洋をめぐる情勢の変化等を踏まえた海洋政策の主要なテーマを課題として選定し…、これらに関して『基本的な施策の方向性』を示すべきである」 (総合海洋政策本部参与会議 2017, 15)

また以下のような審議制度の枠組みも出た。

「参与会議における次期計画に係る審議体制については、参与会議に全参与等からなる『基本計画委員会』を設置して、次期計画の全体的な審議を行う。また、(1) ② (筆者補足：主要なテーマの選定と想定される施策について) の主要テーマのうち、特に専門的な観点から分科的に審議すべき事項については、同委員会にその審議範囲に応じて、小委員会あるいはPTを置くこととする」 (総合海洋政策本部参与会議 2017,

16)

このことによっても、「参与会議」は第二期基本計画の期間によりみがえり、力を発揮するようになったと論じられた（武見 2017）。

第三期基本計画を前の二期と比べると、内容が詳しくなっているだけでなく、構成にも大きな変化がみられる。まず「海上輸送の確保」「沿岸域の総合的管理」の二項目が削除され、それぞれ「2. 海洋の産業利用の促進」「3. 海洋環境の維持・保全」の項目の下に移された。次に、基本法の規定に限られない基本政策 12 項目のテーマが、一つの政策として合わせて述べられている。例えば、「海洋調査の推進」と「海洋科学技術に関する研究開発の推進等」が「5. 海洋調査と海洋科学技術に関する研究開発の推進等」のもとに、「離島の保全等」と「排他的経済水域等の開発等の推進」が「6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の促進」のもとに統合されている。第三に、「海洋状況把握（MDA）の能力強化」「北極政策の推進」の二項目が新設されている。

第三期基本計画の多くの部分に、「参与会議」の意見書あるいは PT による研究成果の内容が反映されている。一、二の例を挙げると、第 1 部 1 (1) 海洋開発・海洋調査・海域管理・人材養成・国民の理解・海洋産業振興といった方面での成果に乏しく、関連措置の強化が待たれるというくだりは、意見書の 1. (1) に挙げられた課題の趣旨を反映している。また第 1 部 1 (2) にある、海洋を巡る社会情勢等の変化についての記述は、意見書の扉にある趣旨を反映している（総合海洋政策推進事務局 2012b, 3）。さらに海洋の安全を例にとると、第 2 部 2 (2) 「海洋の安全確保と国際協調の推進」の項目で「国際情勢等も踏まえつつ、海洋の安全確保や海洋権益の保全に着実に取り組むとともに、海洋国家として海洋秩序や海洋の

利用・開発・保全等に係る国際ルール作りを先導する等の国際的取組を推進。また、海洋由来の災害に対する防災・減災対策を推進」とされているのは、「海洋の安全保障 PT」の趣旨を反映したものである（総合海洋政策推進事務局 2012b, 4）。

このほか、第三期基本計画は進捗管理の要求を引き上げるよう要請している。第三期基本計画制定後、いかに計画の実施状況を追跡し、その過程で計画の進行に微調整を加え、いかにその効果を評価するか、それが「参与会議」の主な関心事となった。第三期基本計画で出された進捗管理への要求に対応するため（内閣府 2018, 81-82）、サイクル式品質管理が導入された。これ（PDCA サイクル）は「計画策定（Plan）」「実施（Do）」「評価（Check）」「見直し（Act）」の 4 つからなるサイクルで、第 41 回「参与会議」（2018 年 5 月 16 日）で初めて提唱された（総合海洋政策推進事務局 2018a, 4, 5-8；小宮山 2013）。

上記の四項目からなるサイクルの中で、「参与会議」の役割は主に「計画策定」と「評価」の両段階で発揮される¹²。「計画策定」段階については、海洋基本計画の関連政策の実施工程表（各政策実施機関で策定し、政策目標・解決すべき課題・措置の内容、また日程・実施メカニズム・達成の指標）を「参与会議」で審議、修正の上公布する。もともと存在していた PT と SG をその中に融合し、特定政策を審議する。年度ごとに 2～3 のテーマを選定し¹³、各 PT でと

¹² 実施の段階における主な対象は、関係省庁が実施する政策・措置である。見直しの段階では、主に各省庁が毎年改めて検討する政策実施の手段で、計画の最終年度に「参与会議」により政策実施進捗表を審議する（総合海洋政策推進事務局 2018b, 5）。

¹³ 選定基準としては、（1）目下未処理の事項、中長期的な観点からの検討を要する事項、省庁横断的な課題（2）個別のプロジェクトと関連すると予想される案件

りまとめた後「参与会議」の審議にかけるため提出、意見書に反映させる。SG は参与の中で新しい計画の政策実施の方向について自由に意見交換を行う。SG は PT に変わるかもしれない、「参与会議」での審議を経てその方向を確認することになるかもしれない。「参与会議」の下に置かれている PT と SG は政策情報収集の助けとなり、政策企画形成段階で重要な参考資料となる。第 50 回「参与会議」（2020 年 7 月 9 日）の席上で、まさに「参与会議」での議論の内容が PT と SG の研究成果に由来するもので、毎年 6 月に意見書として結実し、総理大臣に提出された後、関係各省庁の計画に反映されていくということが言及された（総合海洋政策推進事務局 2020a, 15）。このほか、第 43 回「参与会議」（2018 年 10 月 9 日）においては、PT・SG・小委員会で討論される事項の選択基準が議論され、その中でも「参与会議」にさらなる「調整」「統括」等の機能を持たせることが可能か否かという討論事項が考慮に入れられた（総合海洋政策推進事務局 2018a, 5）。

「評価」段階については、2018 年 5 月の第三期基本計画制定後、「参与会議」も政策実施を管理する工程表の重要性を確認し、事務局に必要な情報のふり分けとその精度を高めること、同時に目標達成のチェック・確認に資するような指標を設定することを要求し

がある。「第三期海洋基本計画」実施期間中の PT・SG のテーマを例にとると、2018 年：MDA と国境の離島における状況の把握、北極政策、海洋プラスチックゴミ対策、海上ライフライン線上の諸国との海洋産業協力の強化、海洋科学技術。2019 年：安定かつ開かれた海洋における諸外国との海洋産業深化、MDA 科学技術とイノベーション、海洋保護区の拡大と管理、SDG14。2020 年：国際間協力とその推進、気候変化の環境・産業への影響、海洋産業競争力の強化、気候科学技術についての議論。2021 年：グリーン成長戦略下の海洋産業競争力の強化、科学技術イノベーションの議論、SDG14 の推進、海洋産業の国際的競争力強化、海洋安全保障（総合海洋政策推進事務局 2021）。

た。基本計画実施の二年目を迎えたとき、実施にあたる各省庁は自己評価と修正を行うが、その内容は個々の政策についての評価レポートという形をとり、毎年「参与会議」での審議または PT 内での検討のため報告され、その結果を意見書に反映させる。このような制度設計を通じ、「参与会議」は政策サイクルの中の「評価」機能を一段と強化することになった。また各省庁も「参与会議」への報告・説明に向けた過程の中で他省庁との交流を行うことになり、縦割り行政の克服と相互理解・協力の促進につながる（総合海洋政策推進事務局 2020a, 15）。

このほか、「参与会議」が民間からのニーズの取り込みを達成し、政策サイクルへの組み込みを促進できるかについて、二つの肯定的なケースを参考にすることができる。一つは、排他的経済水域開発のための調査・研究の推進に関することである。海洋政策研究財団は、かつて「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な管理に関する法制のあり方についての提言」（2011 年 6 月）と「排他的経済水域及び大陸棚の総合的な開発、利用、保全等に関する政策提言」

（2013 年 10 月）を出している。「参与会議」の枠組みの下、2016 年 9 月～10 月に相次いで開かれた「排他的経済水域活用 WG」と「海域利用促進 PT」で調査・研究が行われているが、2017 年 2 月に「海域利用促進 PT」が「参与会議」に提出した報告書には、海洋政策研究財団の提言が反映されている（笹川平和財団海洋政策研究所 2017, 6）。2016 年には「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）」（有人国境離島法）が、そして 2018 年には「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）」（再エネ海域利用法）が制定されたことについて、まさにその議論の成果を踏まえたことで

あると指摘される（牧野 2020, 107）。もう一つは海運政策の改革に関することである。日本船主協会は、第四期基本計画の改定前に「第 4 期海洋基本計画に求めるもの」（2022 年 8 月）という提言書を出したが、これは「参与会議」意見書の中の「海上交通路線の安定的な運輸の確保」「ネットセキュリティ対策」（意見書 17 ページ）、「海洋産業の国際的競争力の強化」（意見書 20 ページ）などとして反映されている。その後、自由で開かれた海洋秩序の維持と強化、カーボン・ニュートラルとデジタル・トランスフォーメーションの推進といった項目を通して、日本船主協会が基本計画に盛り込むよう訴えた国際的競争力引き上げと海事関係人材の確保という問題は、大筋で同協会の意見が取り入れられている（日本船主協会 2023）。

四 今後の課題

前述したように、「参与会議」のメンバーは早くから第二期基本計画の政策評価機能が不足していることを意識しており、上で挙げた「参与会議」の「計画策定」と「評価」段階での役割強化の推移は、同時に政策評価実施の基礎にも有利に働いた。しかしながら、「参与会議」には今のところ解決の待たれている課題がいくつかある。

まず、行政官僚と「参与会議」の間の協調には、まだすり合わせの時間が必要である。例えば、第三期基本計画実施の期間中、「参与会議」は海洋空間計画の推進の重要性に着目し、2021 年の意見書で海洋空間計画を第四期基本計画の重点として盛り込むことを提唱、さらに「沖合風力発電に関する海域利用の法制化」を「参与会議」の領域横断的な討論の議題とした。「参与会議」の関連議事概

要からは、複数のメンバーが、近隣海域の洋上風力発電の発展に関し、海洋空間計画を重視する必要があると考えていたことが見て取れる。しかし事務局と関係省庁は消極的で、実施困難であるということにも具体的な説明がなかった（兼原 2023, 7；総合海洋政策推進事務局 2022）。「参与会議」が体現する領域横断的で横方向の議論という思考を、日本の強大な行政官僚組織が長期にわたり行ってきた縦割り行政と、いかに併存・調和させるかは、「総合的」あるいは「統括的な」海洋政策を構築するにあたっての一大チャレンジである。

第三期基本計画は「総合的」な安全保障を主軸としているが、それは単純な、海洋関連の国防・環境・経済・科学など、各分野をカバーすることだけを意味しない。まさに同計画の末尾で指摘されているように、「政府においては、本計画に基づき、『統合的…』な形で各施策を、一步一步、着実に実施することとする」（兼原 2023, 3-4）。「統合」とは縦割り行政ではなく、各行政部署の計画を足し合わせて集中させるだけのことでなく、審議と政策決定を通して実現しなければならないものであり、海洋政策の「統合的な把握」「統合的な実施」は「参与会議」の機能の一層の強化にかかっている。

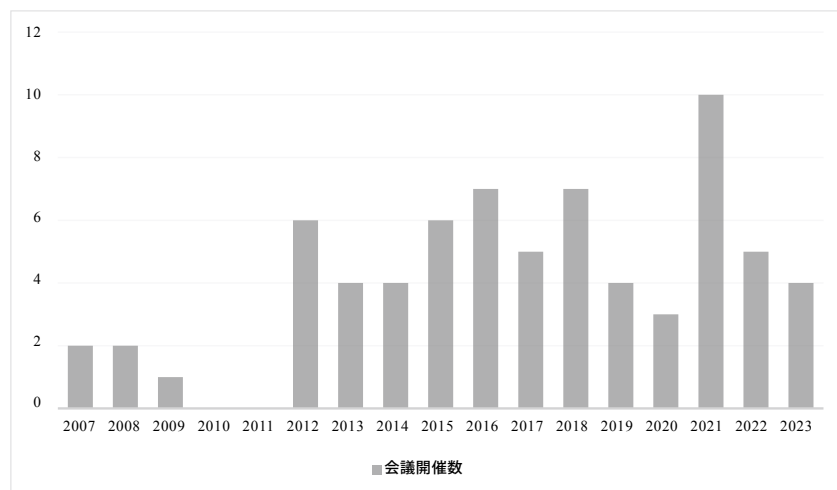
次に、「参与会議」の内容は決して全面公開されているものではない¹⁴。発言者の氏名はほとんどが伏せられており、公式サイトには概要の形式で掲載されている。「参与会議」では公による監督の透明化と海洋政策認識の普及という立場から、公開基準が議論され

¹⁴ 「参与会議規則」第 5 条によれば、会議は非公開であるが、議事概要は会議終了後、速やかに作成しなければならず、原則として公開するとされている（総合海洋政策本部 2020）。

たことが何度もあった（総合海洋政策推進事務局 2020a, 8）。海洋基本計画の審議は、規則の上では座長が必要と判断すれば公開できることになっているのだが、大部分は全く公開されていない（総合海洋政策推進事務局 2020a, 2）。事実として、議事概要の適時公開を通じて、国民に「参与会議」における議論の焦点を理解してもらうことは、その考え方を普及し討論するのに役に立つ（兼原 2022, 2）。また「参与会議」のメンバーは産業界・学术界の人物で、社会科学・自然科学など多様な背景を有しており、これらのメンバーによる「参与会議」内外で交流活動が、海洋政策策定の体制の中で最終的に政策に反映され、国民の支持を得やすくなるという結果にもつながる。会議の内容と文書の公開基準を決めるにあたっては、各機関の報告の中で機微に触れる内容の保護と海洋政策の透明性とのバランスを十分に考慮しなければならない。

このほか、PT・SG の常設化を進めること、また「参与会議」の開催方式（例えば、インターネットによるリモート形式を採用し、開催頻度を上げるか）について、メンバー間で様々な意見があった。新型コロナウイルスによる特別措置により、政府は「参与会議」と PT・SG の運営の仕方を改めて見直すこととなった。「参与会議」開催の回数からは、近年リモートまたは書面による会議と結合する弾力的な方式をとっていることが観察でき、これも「参与会議」運営に有利に働いているかもしれない。

図 1 これまでの「参与会議」開催回数



出典：総合海洋政策推進事務局（2023a）。

総合海洋政策本部が成立したのは、海洋政策を統括し、政策推進にあたっての縦割り行政の弊害を克服するためであった。政策設計の上で「計画策定」と「評価」の段階に関わることは確かに意義があるのだが、実際の運営上「参与会議」に政策統合の効果があったのか評価するのは、容易なことではない。海洋政策実施の評価について、日本は「工程表」を採用し、基本計画の内容を各発展項目に細分して実施状況と結びつけ、詳細な履行計画にまとめた。工程表によれば、海洋政策の各項目が有効に実施されているかを評価するのに資し、省庁横断的な政策でも、その設計を通じて相互参照と照合の機能を果たすことができる。実施主体により区別した場合、海洋政策の実施は少なくとも（1）海洋の統括機関が直接管轄・調整を行う「直轄施策」（2）関連する複数の省庁が協力して実施する「連携施策」（3）各省庁が単独で実施する「個別省庁施策」、の三種類に分けることができる、と指摘される（牧野ほか 2017）。

(2) については、今のところは主に個々の法律により各省庁が長期にわたって実施し、今後も各省庁の専門分野であり続けるだろう。この種の政策は各省庁ですすでにおおむね政策評価のシステムを持っており、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき管轄する政策について効果を確認し、必要性・効率・有効性の観点から自己評価を行っている。海洋統括機関は(1) (3)に属する政策について評価を行うことができる。これらは他の省庁が行わない評価だからである。牧野光琢ほか(2017, 37-38)は、各省庁での評価結果という基礎に立ち、全体的な姿勢の問題と欠陥や今後の改善のポイントから整理を行い、総合的に評価するという二段階方式をとることができると考えている。

五 結論

本論文では、日本の総合海洋政策本部の下に置かれた「参与会議」の役割の変遷を観察することを通じて、従来の行政機関による内部評価とは別に、外部の専門家・学者に長期かつ安定的に政策形成過程に参加させるオプションがあるとの認識を得た。政府外の専門家・学者からなる「参与会議」は、四期にわたる海洋基本計画制定の過程を経た後、PT・SGを設置するなどシステムを発展させ、海洋政策の当面の課題を検討することに協力した。次に、総合海洋政策本部事務局の協力のもと、基本計画の審議と政策実施に関する工程表の見直しは、政策の策定・評価段階で機能を発揮する一助となった。その一方で各省庁の報告のヒアリングと意見交換をアレンジし、省庁横断的な交流のもとで、政策の横方向の連繋の場を作り、その総意を本部長（総理大臣）に報告、各政策の形成初期において統括政策への協力に力を発揮することができた。

日本では従来、政策推進は官僚主導で行われてきたが、首相官邸のサポート体制と政官関係が近年変化するに伴い、首相官邸主導での策定という構図が形成されてきた。「参与会議」の設立と機能拡大は、この政治面での推移と歩調を合わせ、政権中枢に海洋政策のコンサルティングを提供し、官僚システム外の情報を取り入れ、実際の民間からのニーズを反映させる重要なパイプとなった。最新（第四期）の海洋基本計画（2023 年 4 月閣議決定）では、「参与会議」が首脳部に見解を提供し、政策の実施状況の評価に貢献したと特に述べられており（内閣府 2023, 91）、「参与会議」の役割が日増しに重くなっていることがうかがえる。しかし、縦割り行政という病弊を解決するには、なお時間が必要である。それ以外にも、本来、各分野における海洋政策の策定の役割を担っていた省庁は、一步退いて補助・実行役に回ることになるが、トップダウンでの推進には、なお各省庁の実行に頼らなければならず、長期的には海洋関連各分野での専門性が依然として政策推進の鍵になる。

「参与会議」の下に置かれている PT・SG の審議の過程は、今のところ原則的に非公開となっているが（総合海洋政策推進事務局 2018c）、毎年意見書の内容を審議する際にその報告書は別紙としてつけられ、審議のポイントはわかるようになっている。「参与会議」の審議について、センシティブな情報の安全性に配慮する前提で適度に政策に関する意見交換の内容を公開することは、海洋政策に対する社会全体の認識と政策形成の透明性を高めることになる。海洋政策の影響は国民全体に及ぶものであり、常に海洋の現場のニーズに立ち戻らなければならず、海洋関連の業界と学者・専門家と真摯に意見交換をしてはじめて、今後の政策推進に役立つものとなる。

（寄稿：2023 年 11 月 9 日、採用：2024 年 3 月 8 日）

翻訳：田中研也

日本海洋政策推動體制中「參與會議」 的展開與課題

楊名豪

(國立臺灣海洋大學海洋法政學士學位學程助理教授)

【摘要】

長期以來，日本海洋事權甚為分散，自《聯合國海洋法公約》生效後，日本尋求統合海洋政策推動體制，在朝野努力下通過《海洋基本法》，並依該法設立了「綜合海洋政策本部」，以統籌各行政機關之涉海事務。近年來設立於本部下之「參與會議」除提供諮詢意見外，在政策評估的角色日益吃重，積極影響政策議程。由政府外部專家組成的「參與會議」，具有輔助綜合海洋政策本部進行政策規劃與進度查核、協助諮詢當前海洋政策議題、提供政策橫向聯繫場域等功能，有助於擺脫過去省廳條塊行政的束縛，提升首相官邸決策的能力。本文試圖藉由觀察「參與會議」自成立以來的發展，分析此一提供外部專家學者長期穩定參與海洋政策推動之機制，如何影響日本海洋政策的形成，以及其所面臨的課題。

關鍵字：海洋基本法、海洋基本計畫、海洋政策、綜合海洋政策本部
參與會議

The Development and Issues of the “Councilors’ Meeting” in Japan’s Ocean Policy Making System

Ming-Hao Yang

Assistant Professor, Bachelor Degree Program
in Ocean Law and Policy, National Taiwan Ocean University

【Abstract】

Following the UNCLOS Convention entering into force, Japan enacted the “Basic Act on Ocean Policy,” in which the “Headquarters for Ocean Policy” was established in accordance with this law to coordinate the sea-related affairs of the various administrative agencies. Over the past few years, the “Councilors’ Meeting,” under the “Headquarters for Ocean Policy” has not only provided consultative input but has actively influenced policy directions. In the past, Japan’s ocean affairs were decentralized, and the “Councilors’ Meeting,” which is composed of experts from outside the government, assists the Headquarter in policy planning and provides a forum for horizontal linkage of policies, so as to resolve the issue of decentralization in the past and improve Japanese government decision-making abilities. By observing the changing roles of the “Councilors’ Meeting,” this paper analyzes how this mechanism influences Japan’s ocean policy and the problems it has faced.

Keywords: Basic Act on Ocean Policy, Basic Plan on Ocean Policy, Ocean Policy, Councilors’ Meeting of the Headquarters for Ocean Policy

<参考文献>

- 秋山昌廣、2007「海洋利用と海洋空間の管理—『海洋基本法』立法政策決定過程の分析を通じて」『国際安全保障』35(1)：81-113。
- Akiyama, Masahiro. 2007. “Kaiyo riyo to kaiyo kukan no kanri: ‘kaiyo kihonho’ rippo seisaku kettei katei no bunseki wo tsujite” [Use of seas and management of ocean space: analysis of the policy making process for creating the Basic Ocean Law]. *The Journal of International Security*, 35 (1): 81-113.
- 海洋政策研究財団、2007「平成18年度 わが国における海洋政策の調査研究報告書—海洋基本法の制定に向けて—」3月、https://www.spf.org/_opri_media/publication/pdf/200703_ISBN978_4_88404_198_4.pdf (閲覧日：2022/11/8)。
- Ocean Policy Research Foundation. 2007. “Heisei 18 nendo wagakuni ni okeru kaiyo seisaku no chosa kenkyu hokokusho: kaiyo kihonho no seitei ni mukete” [Research Report on Japan’s Ocean Policy: Toward the Enactment of the Basic Act on Ocean Policy]. March (Accessed on November 8, 2022).
- 海洋政策研究財団、2002「海洋と日本 21世紀の海洋政策への提言」1月、<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2005/00812/pdf/0001.pdf> (閲覧日：2022/11/8)。
- Ocean Policy Research Foundation. 2002. “Kaiyo to nihon 21seiki no kaiyo seisaku eno teigen” [Oceans and Japan: Proposals for Ocean Policy in the 21st Century]. January (Accessed on November 8, 2022).
- 兼原敦子、2022「第4期海洋基本計画にむけて—総合海洋政策本部参与会議の機能—」『OPRI Perspectives』No. 25。
- Kanehara, Atsuko. 2022. “Dai 4 ki kaiyo kihon keikaku ni mukete: sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi no kino” [Toward the Fourth Ocean Basic Policy: Functions of Councilors’ Meeting, Headquarters for Ocean Policy]. *OPRI Perspectives*, No.25.
- 兼原敦子、2023「海洋基本計画の支柱及び主要施策の提言—第四期海洋基本計画とそれを超えて」『海洋政策研究』No. 17。
- Kanehara, Atsuko. 2023. “Kaiyo kihon keikaku no shuchu oyobi shuyo shisaku no teigen: dai 4 ki kaiyo kihon keikaku to sore wo koete” [Recommendations on the Main Pillars and Major Policies of the Ocean Basic Policy: The Fourth Ocean Basic Policy and Beyond]. *Ocean Policy Research*, No.17.
- 小宮山宏、2013「新たな海洋基本計画への期待」『Ocean Newsletter』No. 298 (1月5日)、https://www.spf.org/opri/newsletter/298_1.html (閲覧日：2023年11月8日)。
- Komiyama, Hiroshi. 2013. “Aratana kaiyo kihon keikaku heno kitai” [Expectations for a new Basic Ocean Plan]. *Ocean Newsletter*, No.298, January 5 (Accessed on November 8, 2023).
- 櫻川明巧、2019「日本における海洋法制の整備」金沢工業大学国際学研究所編『海洋と国際関係』内外出版社。
- Sakuragawa, Akiyoshi. 2019. “Nihon ni okeru kaiyo housei no seibi” [Development of the

- Law of the Sea in Japan]. Kanazawa kogyo daigaku kokusai gaku kenkyusho, eds., *Kaiyo to kokusai kankei [Oceans and International Relations]*. Naigai Publishing Co., Ltd.
- 笹川平和財団海洋政策研究所、2017「2016 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 我が国における海洋政策の調査研究報告書」3 月、https://www.spf.org/_opri_media/publication/ISBN978-4-88404-340-7.pdf (閲覧日: 2022/11/8)。
- Ocean Policy Research Institute, Sasakawa Peace Foundation. 2017 “2016 nendo sogoteki kaiyo seisaku no sakutei to suishin ni kansuru chosa kenkyu: wagakuni ni okeru kaiyo seisaku no chosa kenkyu hokokusho” [2016 Research Study on the Formulation and Promotion of Comprehensive Ocean Policy Research Report on Ocean Policy in Japan]. March (Accessed on November 8, 2022).
- シップ・アンド・オーシャン財団、2002「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について—21 世紀初頭における日本の海洋政策」『海洋白書 2004 創刊号 日本の動き 世界の動き』、<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2003/00163/contents/0034.htm> (閲覧日: 2023 年 11 月 8 日)。
- Ship and Ocean Foundation. 2002. “Chokiteki tenbo ni tatsu kaiyo kaihatsu no kihonteki koso oyobi suisin hosaku ni tsuite: 21 seiki shoto ni okeru nihon no kaiyo seisaku” [Basic Concepts and Strategies for Promoting Ocean Development from a Long-Term Perspective: Japan’s Ocean Policy at the Beginning of the 21st Century]. *White Paper on Oceans and Ocean Policies in Japan First Issue* (Accessed on November 8, 2023).
- 総合海洋政策推進事務局、2007「海洋基本計画 (素案)」12 月 19 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai2/pdf/siryou01.pdf> (閲覧日: 2022/11/8)。
- National Ocean Policy Secretariat. 2007. “Kaiyo kihon keikaku (soan)” [Basic Ocean Policy (Proposal)]. December 19 (Accessed on November 8, 2022).
- 総合海洋政策推進事務局、2008a「海洋基本計画 (原案)」2 月 28 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai3/pdf/siryou2.pdf> (閲覧日: 2022/11/8)。
- National Ocean Policy Secretariat. 2008a. “Kaiyo kihonkeikaku (genan)” [Basic Ocean Policy (Draft)]. February 28 (Accessed on November 8, 2022).
- 総合海洋政策推進事務局、2008b「海洋基本計画 (原案) に対する参与からの主な御意見について (ポイント)」2 月 28 日、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai3/pdf/siryou2_3.pdf (閲覧日: 2023/11/8)。
- National Ocean Policy Secretariat. 2008b. “Kaiyo kihon keikaku (genan) ni taisuru sanyo kara no omona goiken nitsuite (pointo)” [Major Comments from Counselors on the Basic Ocean Policy]. February 28 (Accessed on November 8, 2023).
- 総合海洋政策推進事務局、2012a「第 6 回総合海洋政策本部参与会議議事概要」5 月 24 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai6/6gijigaiyou.pdf> (閲覧日: 2023/11/8)。
- National Ocean Policy Secretariat. 2012a. “Dai 6 kai sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi gizi gaiyo” [Summary of proceedings: the 6th meeting of Councilors’ Meeting of the Headquarters for Ocean Policy]. May 24 (Accessed on November 8, 2023).

総合海洋政策推進事務局、2012b「新たな海洋基本計画の全体像（参与会議議論用ペーパー）と参与会議意見及び PT 報告該当箇所の対比表」12 月 5 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai11/siryou7-3.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。National Ocean Policy Secretariat. 2012b. “Aratana kaiyo kihon keikaku no zentaizo (sanyo kaigi gironyo pepa) to sanyo kaigi iken oyobi PT hokoku gaito kasho no taihiho” [Comparative table of the overall picture of the new basic ocean plan (paper for discussion at the Councilors’ Meeting), the opinions of the Councilors’ Meeting, and the relevant sections of the PT report]. December 5 (Accessed on November 8, 2023).

総合海洋政策推進事務局、2018a「総合海洋政策本部参与会議（第四十一回）議事概要」5 月 16 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai41/gijigaiyou41.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。

National Ocean Policy Secretariat. 2018a. “Sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi (dai 41 kai) gijigaiyo” [Summary of proceedings: the 41st meeting of Councilors’ Meeting of the Headquarters for Ocean Policy]. May 16 (Accessed on November 8, 2023).

総合海洋政策推進事務局、2018b「平成 30 年度参与会議の進め方について」7 月 24 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai42/shiryou3.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。

National Ocean Policy Secretariat. 2018b. “Heisei 30 nendo sanyo kaigi no susume kata nitsuite” [How to proceed with the 2008 Counselors’ Meeting]. July 24 (Accessed on November 8, 2023).

総合海洋政策推進事務局、2018c「総合海洋政策本部参与会議（第四十三回）議事概要」10 月 9 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai43/gijigaiyou43.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。

National Ocean Policy Secretariat. 2018c. “Sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi (dai 43 kai) gijigaiyo” [Summary of proceedings: the 43rd meeting of Councilors’ Meeting of the Headquarters for Ocean Policy]. October 9 (Accessed on November 8, 2023).

総合海洋政策推進事務局、2020a「総合海洋政策本部参与会議（第五十回）議事概要」7 月 9 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai50/gijigaiyou50.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。

National Ocean Policy Secretariat. 2020a. “Sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi (dai 50 kai) gijigaiyo” [Summary of proceedings: the 50th meeting of Councilors’ Meeting of the Headquarters for Ocean Policy]. July 9 (Accessed on November 8, 2023).

総合海洋政策推進事務局、2020b「総合海洋政策本部参与会議（第四十二回）議事概要」7 月 24 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai42/gijigaiyou42.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。

National Ocean Policy Secretariat. 2020b. “Sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi (dai 42 kai) gijigaiyo” [Summary of proceedings: the 42nd meeting of Councilors’ Meeting of the Headquarters for Ocean Policy]. July 24 (Accessed on November 8, 2023).

総合海洋政策推進事務局、2021「令和 3 年度総合海洋政策本部参与会議スケジュール

- ル（イメージ）」11月5日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai60/sankou1.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。
- National Ocean Policy Secretariat. 2021. “Reiwa 3 nendo sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi sukejuru (imeji)” [Schedule for the FY2021 General Ocean Policy Headquarters Councilors’ Meeting (image)]. November 5 (Accessed on November 8, 2023).
- 総合海洋政策推進事務局、2022「総合海洋政策本部参与会議（第六十三回）議事概要」3月16日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai63/gijigaiyou63.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。
- National Ocean Policy Secretariat. 2022. “Sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi (dai 63 kai) gijigaiyou” [Summary of proceedings: the 63rd meeting of Councilors’ Meeting of the Headquarters for Ocean Policy]. March 16 (Accessed on November 8, 2023).
- 総合海洋政策推進事務局、2023a「総合海洋政策本部開催状況」、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai.html#sanyo>（閲覧日：2023/11/8）。
- National Ocean Policy Secretariat. 2023a. “Sogo kaiyo seisaku honbu kaisai jokyo” [The Situation of the Headquarters for Ocean Policy Meeting] (Accessed on November 8, 2023).
- 総合海洋政策推進事務局、2023b「総合海洋政策本部参与会議参与名簿」7月1日、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/pdf/sanyo_member.pdf（閲覧日：2023/11/8）。
- National Ocean Policy Secretariat. 2023b. “Sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi sanyo meibo” [List of Members of the Advisory Council of the Headquarters for Ocean Policy]. July 1 (Accessed on November 8, 2023).
- 総合海洋政策本部、2007「海洋基本計画作成の方向性について（案）」11月8日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai1/pdf/siryou08.pdf>（閲覧日：2022/11/8）。
- Headquarters for Ocean Policy. 2007. “Kaiyo kihon keikaku sakusei no hokosei ni tsuite (an)” [Direction for the Ocean Basic Policy (Draft)]. November 8 (Accessed on November 8, 2022).
- 総合海洋政策本部、2020「総合海洋政策本部参与会議規則」8月4日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai51/sanko3.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。
- Headquarters for Ocean Policy. 2020. “Sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi kisoku” [Rules of the Councilors’ Meeting of the Headquarters for Ocean Policy]. August 4 (Accessed on November 8, 2023).
- 総合海洋政策本部参与会議、2012「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」11月27日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai11/siryou1.pdf>（閲覧日：2023/11/8）。
- Councilors’ Meeting, Headquarters for Ocean Policy. 2012. “Aratana kaiyo kihon keikaku no sakutei ni mukete no iken” [Opinions on the Formulation of a New Basic Ocean Plan]. November 27 (Accessed on November 8, 2023).
- 総合海洋政策本部参与会議、2017「総合海洋政策本部参与会議意見書（平成29年3月

- 30 日) 」3 月 30 日、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/20170330/ikensho.pdf> (閲覧日：2023/11/8)。
- Councilors' Meeting, Headquarters for Ocean Policy. 2017. "Sogo kaiyo seisaku honbu sanyo kaigi ikensho (heisei 29 nen 3 gatsu 30 nichi)" [Opinion Paper of Councilors' Meeting, Headquarters for Ocean Policy (March 30, 2017)]. March 30 (Accessed on November 8, 2023).
- 武見敬三、2011「海洋基本法・海洋基本計画の見直しにあたっての政治の役割」11 月 18 日、https://cigs.canon/event/report/uploads/pdf/111118_takemi_abstract.pdf (閲覧日：2023 年 11 月 8 日)。
- Takemi, Keizo. 2011. "Kaiyo kihonho kaiyo kihon keikaku no minaoshi ni atatte no seiji no yakuwari" [The Role of Politics in the Revision of the Basic Act on Ocean Policy and the Basic Plan on Ocean Policy]. November 18 (Accessed on November 8, 2023).
- 武見敬三、2017「海洋基本法制定から 10 年の総括」『Ocean Newsletter』No. 407 (7 月 20 日)、https://www.spf.org/opri/newsletter/407_1.html (閲覧日：2023 年 11 月 8 日)。
- Takemi, Keizo. 2017. "Kaiyo kihonho seitei kara 10 nen no sokatsu" [Summary of 10 years since the enactment of the Basic Act on Ocean Policy]. *Ocean Newsletter*, No.407, July 20 (Accessed on November 8, 2023).
- 寺島紘士、2020『海洋ガバナンス：海洋基本法制定から海のグローバルガバナンスへ』西日本出版社。
- Terashima, Hiroshi. 2020. *Kaiyo gabanansu: kaiyo kihonho seitei kara umi no gurobaru gabanansu he* [Ocean governance: from the enactment of Japan's Basic Act on Ocean Policy to global ocean governance]. Nishinihon Publisher Co., Ltd.
- 内閣府、2018「第 3 期 海洋基本計画」5 月 15 日、<https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/pdf/plan03.pdf> (閲覧日：2023 年 11 月 8 日)。
- Prime Minister of Japan and His Cabinet. 2018. "Dai san ki kaiyo kihon keikaku" [The Third Basic Ocean Policy]. May 15 (Accessed on November 8, 2023).
- 内閣府、2023「第 4 期 海洋基本計画」4 月 28 日、https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan04/pdf/keikaku_honbun.pdf (閲覧日：2023 年 11 月 8 日)。
- Prime Minister of Japan and His Cabinet. 2023. "Dai yon ki kaiyo kihon keikaku" [The Fourth Basic Ocean Policy]. April 28 (Accessed on November 8, 2023).
- 日本沿岸域学会、2000「日本沿岸域学会・2000 年アピールー沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言」12 月、<http://www.jaczs.com/03-journal/teigen-tou/jacz2000.pdf> (閲覧日：2023/11/8)
- Japanese Association for Coastal Zone Studies. 2000. "Nihon enganiki gakkai 2000 nen apiru: enganiki no jizokuteki na riyo to kankyo hozon no tame no teigen" [The Japan Coastal Area Society, 2000 Appeal: Proposals for Sustainable Use of Coastal Areas and Environmental Conservation]. December (Accessed on November 8, 2023).
- 日本学術会議海洋科学研究連絡員会、2005「海洋に係わる学術統合的推進の必要性一

- 包括的海洋政策策定への提言」7月21日、<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-3.pdf> (閲覧日：2023/11/8)
- Scientific Committee on Oceanic Research, Science Council of Japan. 2005. “Kaiyo ni kakawaru gakujutsu togoteki suishin no hitsuyosei: hokatsuteki kaiyo seisaku eno teigen” [The Need for Integrated Ocean-related Academic Promotion: Proposals for the Formulation of a Comprehensive Ocean Policy]. July 21 (Accessed on November 8, 2023).
- 日本経済団体連合会、2000「21世紀の海洋のグランドデザイン～わが国200海里水域における海洋開発ネットワークの構築～」6月20日、<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/028.html> (閲覧日：2023/11/8)。
- Japan Business Federation. 2000. “21 seiki no kaiyo no gurando dezain: waga kuni 200 kairi suiiki ni okeru kaiyo kaihatsu nettowaku no kotiku” [Grand Design for the Ocean in the 21st Century: Building a Network for Ocean Development in Japan's 200-nautical-mile Water Area]. June 20 (Accessed on November 8, 2023).
- 日本船主協会、2023「1.2 海洋基本計画の見直し」『船協海運年報』、<https://www.jsanet.or.jp/report/nenpo/nenpo2022/text/nenpo2022-1-2.pdf> (閲覧日：2023/11/8)。
- Japanese Shipowners' Association. 2023. “1.2 kaiyo kihon keikaku no minaoshi” [1.2 Review of the Basic Ocean Plan]. *JSA Annual Report* (Accessed on November 8, 2023).
- 牧野光琢、2020『日本の海洋保全政策 開発・利用との調和をめざして』東京大学出版会。
- Makino, Mitsutaku, 2020. *Nihon no kaiyo hozon seisaku kaihatsu riyo tono chowa wo mezashite* [Japan's Ocean Conservation Policy: Toward Harmonization with Development and Utilization]. Tokyo daigaku shuppan kai [University of Tokyo Press].
- 牧野光琢等、2017「旧及び現海洋基本計画と各年次報告に関する分析-海洋に関して講じた施策の評価を踏まえた基本計画の改定に向けて」『日本海洋政策学会誌』7：23-41。
- Makino, Mitsutaku, et al. 2017. “Kyu oyobi gen kaiyo kihon keikaku to kaku nenzi hokoku ni kansuru bunseki: kaiyo ni kansite koujita sisaku no hyoka wo humaeta kihon keikaku no kaitei ni mukete” [Analysis of the Former and Current Basic Ocean Policy and Annual Reports: Toward the Revision of the Basic Plan Based on the Evaluation of Measures Taken in Relation to the Ocean]. *Journal of the Japan Marine Policy*, 7: 23-41.
- 中華民國外交部、2020「有關媒體報導外交部內部對『沖之鳥』立場不一致事，外交部澄清說明如下：」5月10日、https://www.mofa.gov.tw/News_Content.aspx?n=95&sms=73&s=99050 (閲覧日：2023/11/8)。
- Ministry of Foreign Affairs, the Republic of China. 2020. “Youguan meiti baodao wajiaobu neibu dui ‘chongzhinia’ lichang buyizhi shi, wajiaobu chengqing shuoming ruxia:” [The Ministry of Foreign Affairs (MOFA) clarifies the following regarding the media reports on the inconsistency of the MOFA's internal position on the “Okino-tori”]. May 10 (Accessed on November 8, 2023).

王競超、2018「近年來日本海洋政策決策機制的轉型：背景、制度設計與局限」『中國海洋大學學報社會科學版』160：58-66。

Wang, Jingchao. 2018. “Jinnianlai riben haiyang zhengce juece jizhi de zhuanxing: beijing zhidu sheji yu juxian” [Transformation of Japan's ocean policy decision-making mechanism in recent years: background, institutional design and limitations]. *Ocean University of China Journal (Social Science)*, 160: 58-66.

宋燕輝、蔡錦玲、2007『「日本海洋政策發展與對策」政策建議書』行政院研究發展考核委員會。

Song, Yan-hui and Jin-ling Cai, 2007. ‘*Riben haiyang zhengce fazhan yu duice*’ *zhengce jianyi shu* [Policy Recommendations of Japan's Marine Policy Development and Countermeasures]. Xingzhengyuan yanjiu fazhan kaohe weiyuanhui [Research, Development and Evaluation Commission, Executive Yuan].

邱文彥、2016「海洋立法與海洋治理的挑戰」『航運季刊』25（1）：1-25。

Chiau, Wen-yan. 2016. “Haiyang lifa yu haiyang zhili de tiaozhan” [Ocean Legislation and the Challenges of Ocean Governance]. *Maritime Quarterly*, 25(1): 1-25.

